

入札番号〇

令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約書（案）

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長　〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務（以下「検査業務」という。）の実施に関し、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条　乙は、別添「令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき令和7年度輸入小麦の検査用試料（以下「試料」という。）について検査を実施し、その結果及びその他関係する事項について甲に報告するものとする。

（契約の履行及び指示）

第2条　乙は、本契約に関し、甲の指示に従い誠実に履行するものとする。

（再請負）

第3条　乙は、検査業務の全部を、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、総合的企画、業務遂行管理、報告等をいうものとする。

2　乙は、この検査業務達成のため、検査業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）が必要なときは、あらかじめ再請負承認申請書（様式1）に必要事項を記載し、甲の承認を得なければならない。また、再々請負は行ってはならない。

ただし、再請負ができる業務は、原則として請負費に占める再請負の金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

3　乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4　甲は、前2項の書面の提出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

5　再請負する業務が検査業務を行う上で発生する事務的業務であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用しない。

（契約の期間）

第4条 本契約の期間は、契約締結日から令和8年2月24日（火）までとする。

（契約保証金）

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第100条の3第3号の規定に基づき免除する。

（試料の引渡し）

第6条 試料の引渡しは、仕様書に定めるところにより甲が指定する者からの送付をもって行うものとする。

（検査業務の実施）

第7条 乙は、前条により試料の引渡しを受けたときは、仕様書に定めるところにより速やかに検査業務を実施しなければならない。

（報告書）

第8条 乙は、前条により検査業務を実施したときは、その結果について、令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務結果報告書（様式2。以下「報告書」という。）を作成し、仕様書に記載する報告期限までに、甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から報告書について質問されたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

（試料等の廃棄）

第9条 乙は、検査業務に用いた試料及び試薬等を、業務終了後に、関係法令を遵守して、適正かつ確実に廃棄するものとする。

2 乙は、検査業務に用いなかった試料を冷凍（-20℃以下）で保存するものとし、当該試料に係る廃棄計画書（様式3）を報告期限までに甲に提出するものとする。なお、甲の確認を受けた後に、同計画書に従い、関係法令を遵守して、適正かつ確実に廃棄するものとする。また、乙が日本国内の検査機関である場合は、検査業務に用いなかった試料の廃棄の際に、廃棄物処理業者から廃棄したことを確認できる書類を徴し、これを甲に提出しなければならない。

（報告書の検収）

第10条 乙は、報告書の提出に際し、甲の命じた職員が行う会計法第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認に必要な検査（以下「検収」という。）を受けなければならない。

（契約金額）

第11条 本契約における契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消

費税相当額を含む。)とする。

なお、契約金額は、仕様書に規定する検査業務に係る経費等一切を含むものとする。

(試料の引渡経費)

第12条 乙は、第6条の規定に基づき試料の引渡しを受ける際に発生した経費（以下「試料引渡経費」という。）について、試料引渡経費書（様式4）にまとめ、第13条に定める経費の請求時に甲に提出する。なお、試料引渡経費は、試料代、試料運賃等の実費とする。

この場合において、乙の責めに帰すべき事由により再度試料の引渡しを受ける必要が生じた場合は、当該再度の引渡しに係る試料引渡経費については、当該提出をすることができず、当該試料引渡経費を次条の規定により請求することができない。

(業務経費の請求及び支払)

第13条 乙は、第10条の検収に合格した後に、業務経費請求書（様式5の1及び様式5の2。以下「請求書」という。）により、甲に対し、検査業務に係る経費（以下「業務経費」という。）を請求するものとする。

2 食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長（以下「官署支出官」という。）は、乙から適法な請求書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に乙に対し業務経費を支払うものとする。

3 官署支出官が、約定期間内に業務経費を支払わない場合は、約定期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に係る遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）により計算した金額を乙に遅延利息として支払うものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(過受金の返納)

第14条 乙は、前条により支払を受けた金額について過受金があった場合は、当該過受金を遅滞なく甲に返納しなければならない。

2 前項の過受金は、官署支出官又は食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）が発行する納入告知書により、納付しなければならない。

(危険負担)

第15条 検査業務の実施中に、検査業務を原因として生じた事故による損害は、乙の負担とする。

(守秘義務)

第16条 乙は、本契約に関し知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺するその他一切の抗弁権を保留する。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合についても、同様とする。

4 第1項ただし書に基づき乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が令第42条の2の規定に基づき、センター支出官（令第40条第1項の規定により、同項第2号に掲げる事務を委任された職員をいう。）に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(催告による契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく、本契約の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

- 一 正当な理由により、乙が本契約の解除を申し出たとき。
- 二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- 三 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があったとき。
- 四 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

五 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約に基づく義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の催告をすることなく本契約の一部の解除をすることができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

一 正当な理由により、乙が本契約の解除を申し出たとき。

二 乙が本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

三 本契約に基づく義務の履行に関し乙に不正行為があったとき。

四 本契約に基づく義務の一部の履行が不能であるとき。

五 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による契約の解除)

第20条 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第21条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による犯罪の

容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部の解除をするか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、歳入徴収官が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、既に甲に生じた損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約の解除）

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の解除をすることができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約の解除をすることができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人とししないことを確約する。

(再請負契約に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に再請負人が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人との契約を解除しなければならない。

2 甲は、乙が再請負人が解除対象者であることを知りながら契約し、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人との契約を解除しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第27条 乙は、第18条、第19条、第23条、第24条又は前条第2項の規定により本契約の全部又は一部の解除をされた場合は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、甲が認定するものとし、乙は、当該違約金を歳入徴収官が発行する納入告知書により甲に納付するものとする。

(損害賠償)

第28条 前条に定めるもののほか、乙が、本契約の義務の本旨に従った履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合で、甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。この場合において、損害賠償金は、歳入徴収官の発行する納入告知書により納付するものとする。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証したときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求することができる場合において、甲は、次のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく義務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約に基づく義務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は再請負人が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(延滞金)

第30条 乙が、甲に納付すべき過受金、違約金及び損害賠償金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該元本に対して民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を、延滞金として甲に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、過受金の受領又は損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあつてはその過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあつては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として歳入徴収官又は官署支出官に納付しなければならない。

3 前二項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。（官署支出官が発行する納入告知書によって過受金の返納が行われる場合を除く。）

4 歳入徴収官は、乙が納付した額が元本とその延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金に充当し、次いで当該元本に充当するものとする。

5 乙は、前項によって生じた元本の未納額については、歳入徴収官又は官署支出官の発行する納付書により納付しなければならない。

（期限の特則）

第31条 本契約に定める期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる休日に該当する場合には、その翌日をもって当該期限とする。

（協力義務）

第32条 乙は、甲が必要があると認めて乙に対して検査業務の進捗状況の照会、迅速な検査の実施又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

（報告等）

第33条 乙は、甲が本契約の履行に関し検査業務及び財産の状況について報告を求め、甲の指示する職員に、倉庫、事務所その他の事業所において、設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させる場合において、報告をし、事業所における調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

（使用者の責任）

第34条 本契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

（契約の改定）

第35条 本契約を改定する必要があると甲が認めたときは、甲乙協議の上、改定することができるものとする。

（法令の補充適用）

第36条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

（協議）

第37条 本契約及び法令に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（紛争等の協議）

第38条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

（合意管轄）

第39条 本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○○○○○○○ ○番○号○
○○○○ ○○○○○ ○○○○ ○○○○ 印

様式 1

再請負承認申請書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 ○○ ○○ 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき、再請負したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

- (注) 1 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 2 再請負先の相手方が資格等を満たすことを証明する以下の書類を添付すること。
- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 33 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の登録（理化学的検査（残留農薬及び汚染物質））を受けた検査機関であること又は厚生労働省の外国公的検査機関制度における登録リストに収載されている検査機関であることの証明（写し）
 - (2) 内部精度管理に係る書類（「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」（平成 9 年 1 月 16 日衛食第 8 号）又は「Harmonized Guidelines for Internal Quality Control in Analytical Chemistry Laboratories」（CXG65-1997）に準拠した精度管理を行っていることを証する最近の実施記録の写し）
 - (3) 外部精度管理に係る書類（過去 3 年以内に、穀類又は穀類の粉中の残留農薬を対象とした技能試験（proficiency testing）に参加し、満足な結果（Z スコアの絶対値が 2 以下）であることを示す結果書類の写し）

様式 2

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務結果報告書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 〇〇 〇〇 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約書第 8 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

入札番号：

試料採取場所：

試料番号：

検査日：令和 年 月 日 ～ 月 日

No.	検査品目	Inspection Items	残留農薬基準 MRLs (mg/kg)	定量下限 (mg/kg)	検査結果 (mg/kg)

(注) 定量下限以下のピーク検出（検出下限以上の検出）があった時は、可能な限り、
その旨を記載。

様式 3

廃 棄 計 画 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 ○○ ○○ 殿

住所

請負者名

代表者役職及び氏名

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約書第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり試料を廃棄するので計画書を提出します。

記

試料番号	受領した 試料重量 (g)	分析に 供した重量 (g)	廃棄予定 重量 (g)	廃棄予定年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
計				

廃棄予定業者名	
廃棄場所	

様式 4

試料引渡経費書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 ○○ ○○ 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名

令和7年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等検査業務請負契約書第12条に基づく試料の引渡経費は、下記のとおりです。

記

①試料番号1 (アメリカ産ソフト・レッド・ウィンター (SRW))

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・ 関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

②試料番号2 (アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (セミ・ハード) (HRW (SH)))

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・ 関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

③試料番号3 (オーストラリア産ソフト1等(SFT1))

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・ 関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

④試料番号4（オーストラリア産オーストラリア・ハード1等(AH1)）

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

⑤試料番号5（フランス産小麦（たん白含有率10%以下のもの））

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

⑥試料番号6（ドイツ産小麦（たん白含有率12%以上のもの））

引渡年月日：令和 年 月 日

・試料代： 円

・試料運賃（産地から請負者まで）： 円

・関税： 円

・通関手数料： 円

計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

総計： 円（内課税分 円（消費税及び地方消費税相当額 ））

（注： 領収書等を添付すること。）

様式 5 の 1

業 務 経 費 請 求 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 ○○ ○○ 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名
登録番号

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務請負契約書
第 13 条に基づき、下記の金額を請求します。

記

請求金額（契約金額）

うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額（10%）
円（ 円）

様式 5 の 2

業 務 経 費 請 求 書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 ○○ ○○ 殿

住所
請負者名
代表者役職及び氏名
登録番号

令和 7 年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務請負契約書
第 13 条に基づき、下記の金額を請求します。

記

請求金額（試料引渡経費）

うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額（10%）

円（ 円）

内課税分 円（ 円）

（注：試料引渡経費書を添付すること。）